

議 案 第 5 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の給料の額の改定等を行うため、市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域手当」を「通勤手当」に改める。

第3条第1号中「871,000円」を「911,000円」に改め、同条第2号中「741,000円」を「776,000円」に改める。

第4条第4項中「支給期日」を「支給について」に改める。

第6条を削る。

第5条第3項中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削り、同条第4項中「支給方法」を「支給について」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(通勤手当)

第5条 市長等の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

(富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域手当」を「通勤手当」に改める。

第3条中「687,000円」を「720,000円」に改める。

第4条第4項中「支給方法」を「支給について」に改める。

第6条を削る。

第5条第3項中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削り、同条第4項中「支給方法」を「支給について」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(通勤手当)

第5条 教育長の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。